錦スフ織物情報

2019年(平成31年) 3月号 Vol. 1836

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会

東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679

URL: http://www.jcwa-net.jp/

主な内容

「ミラノウニカ2020SS」「プルミエール・ヴィジョン・パリ」開催/高島産地、遠州産地が素材展開催/綿スフ工連・綿工連・同交会理事会開催/「平成31年度綿スフ織物業助成金事業」公募開始/第126回繊維通商問題委員会開催/平成30年度第二次補正予算成立/「中小企業強靭化法案」閣議決定/「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」公募開始/EPA・TPPの動向/特許公開情報

●「ミラノウニカ2020SS」・「プルミエール・ヴィジョン・パリ」開催

2月5日(火)~7日(木)、イタリアミラノにおいてテキスタイル展示会「ミラノウニカ2020SS」が開催され、日本ファッションウィーク推進機構の"The Japan Observatory"のブースに綿工連傘下から古橋織布有限会社(遠州)、有限会社福田織物(天龍社)、辰巳織布株式会社(大阪南部)、株式会社タケヤリ/丸進工業株式会社(岡山)、備中備後ジャパンデニムプロジェクトとして日本綿布株式会社(備中)、篠原テキスタイル株式会社(広島)が出展した。

また、翌週12日(火)~14日(木)は、フランスパリでの「プルミエール・ヴィジョン・パリ」に桑村 繊維株式会社(播州)とクロキ株式会社、日本綿布株式会社(いずれも備中)が出展した。

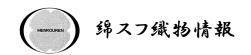
●高島織物産地、遠州織物産地の素材展開催

2月7日(木)-8日(金)、大阪綿業会館において「ビワタカシマ展」が開催された。同展は1月24日(木)-25日(金)に東京で開催されている。

また、2月21日(木)-22日(金)には渋谷の文化ファッションインキュベーションにおいて「遠州織物コレクション」が開催された。

●綿スフ工連・綿工連・同交会理事会開催

2月26日(火)、大阪綿業会館において、日本綿スフ織物工業組合連合会(綿スフ工連)、日本綿スフ織物工業連合会(綿工連)の理事会が開催された。当日は、平成31年度事業計画案、収支予算案について諮られ、2つの工連が存在しスリム化を図るため、綿スフ工連で事業は継続するが賦課金徴収を廃止し、綿工連で、従来の台数割賦課金のみ徴収し事業を行っていく案について承認された。



また、一般財団法人日本綿スフ機業同交会理事会も開催され、①平成31年度事業計画案、 収支予算案について諮られ、ほぼ原案のとおり承認された。

議案終了後、各産地の概況報告の後、出席の阿部理事(SCM推進協議会専務理事)より、平成29年3月に策定、平成30年7月に改訂された「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」、今般11年ぶりに改訂された「TAプロジェクト取引ガイドライン第三版」について説明があった。

●「平成31年度綿スフ織物業助成金事業」公募開始

- 一般財団法人日本綿スフ機業同交会が実施している助成金事業を一層利用しやすくし、 2月28日(木)より公募を開始した。
- (1) 1/2助成事業(助成上限額:100万円)

設備資金、人材育成、商品開発、需要振興等が対象、但し予算額は1,200万円程度のため、採択者が多数の場合は一律減額(例えば100件採択なら12万円)。 ○公募期間:平成31年2月28日(木)~3月29日(金)17:00

(2) 100%助成事業(助成上限額:20万円)

新たに他産地交流等産地間連携事業を設け、申請者は工業組合、協同組合で、産 地間での交流・連携事業が対象となる。

○公募期間:随時。但し2020年3月までに支払いを終了するもの。

※詳細は公募要領参照、綿工連HPに掲載 http://www.jcwa-net.jp

●第126回繊維通商問題委員会開催

2月27日(水)、繊産連の第126回繊維通商問題委員会が東京の繊維会館において開催された。当日は(1)日本の繊維貿易の現況について(2018年1-12月期、2018年12月・繊産連説明)、(2)各国とのEPA交渉状況について(経産省説明)、(3)OECDフォーラムの報告について説明と意見交換があった。

1. 輸出入全般の動向

2018年1-12月期の繊維貿易

	円べ	ース	ドルベース				
	百万円	前年同期比(%)	百万ドル	前年同期比(%)			
輸出	901,179	101.7	8,163	103.3			
輸入	4,351,796	106.0	39,375	107.5			

- ①2018年12月単月に関しては、輸出は円ベースで85,638百万円(前年同月比97.4%)、 輸入は円ベースで331,676百万円(前年同月比99.3%)。
- ②2018年1-12月累計の繊維品別輸出入実績に関しては、輸出(円ベース)の前年同期

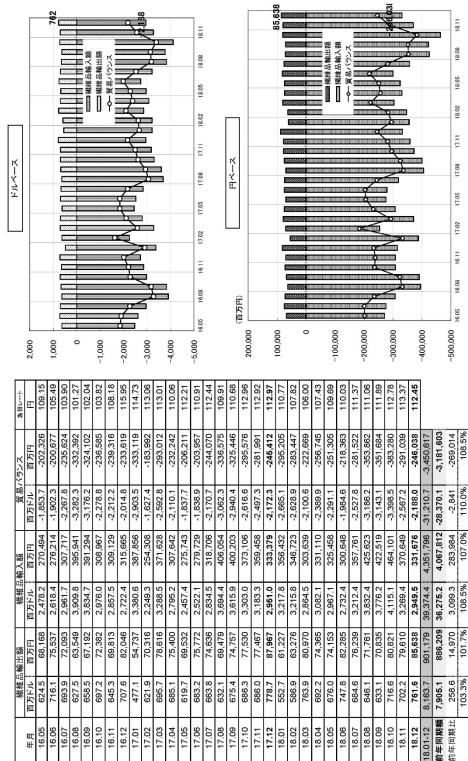
比は繊維原料は100.6%、糸類(紡績糸・合繊糸)は100.4%で、うち綿糸は93.6%、 毛糸は132.8%、合繊糸は99.7%。織物は98.5%で、うち綿織物は90.6%、毛織物は 105.7%、合繊織物は100.4%。二次製品は104.7%。輸入(円ベース)の前年同期比 は繊維原料は109.6%、糸類(紡績糸・合繊糸)は105.1%で、うち綿糸は100.5%、毛 糸は114.2%、合繊糸は107.5%。織物は104.6%で、うち綿織物は100.5%、毛織物 は109.5%、合繊織物は106.3%。二次製品は106.0%。

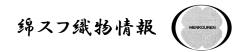
2. 各国・地域別輸出入の動向

- ①輸出(2018年1-12月累計)
 - I.2018年1-12月の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)向けは101.6%、 欧州105.8%。
 - ■.アジアにおいては中国が99.3%。シェアは30.0(前年同期比-0.7ポイント)。 アセアン主要国は前年同期比でインドネシアが107.0%、ミャンマー117.9%、ベトナム107.2%。アセアン全体では105.0%と伸びが続く。シェアは25.6%(前年同期比+0.8ポイント)と伸びている。なかでもベトナムのシェアは12.4%(前年同期比+0.7ポイント)と引き続き安定した伸び。アセアン以外では、パキスタン128.4%、バングラデシュが114.3%と好調。台湾は102.4%。欧州ではドイツが108.3%。
 - Ⅲ.米州は105.8%、シェアは10.6%で前年同期比+0.4ポイント。
- ②輸入(2018年1-12月累計)
 - I.2018年1-12月累計の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)が105.8%、 米州104.4%、欧州109.9%。
 - II.アジアでは中国が100.7%だが、シェアは57.2%(前年同期比−3.0ポイント)と減少が続く。
 - Ⅲ.アセアン全体では116.2%。主要国はベトナム119.3%、インドネシア108.8%、カンボジアが127.6%、マレーシアが111.0%、ミャンマー135.1%。アセアンのシェアは26.5%(前年同期比+2.3ポイント)と伸びが続く。ベトナムのシェアは12.4%(前年同期比+1.4ポイント)。アセアン以外では台湾101.9%、ドイツ93.5%、アフリカ102.9%と伸びが続いている。バングラデシュ128.8%。

次回の繊維通商問題委員会は4月26日(金)開催予定。







繊維品輸出総括表12月実績、1-12月対比

			2	017年1~12月	Ħ	21	018年1~12月	Ħ	前年	F同期比	(%)		2018年12月	2	前年	F同月比	(%)
	品目	単位	数量	チドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	Ħ	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	Ħ
繊維	原料	トン	503,412	929,702	104,217	477,503	949,448	104,793	94.9	102.1	100.6	42,602	80,197	9,018	97.2	97.7	97.3
	合繊短繊維	トン	185,461	706,862	79,230	180,151	751,495	82,949	97.1	106.3	104.7	13,912	62,933	7,077	92.2	99.1	98.6
	セルロース短繊維	トン	19,051	85,392	9,574	14,338	63,130	6,957	75.3	73.9	72.7	1,266	4,756	535	91.9	78.6	78.3
糸類		トン	133,875	1,099,277	123,225	129,904	1,121,515	123,709	97.0	102.0	100.4	11,087	98,221	11,045	88.4	98.1	97.6
	毛糸	トン	321	10,130	1,131	379	13,629	1,502	118.2	134.5	132.8	21	748	84	210.0	203.8	204.9
	綿糸	トン	3,883	25,003	2,807	3,444	23,852	2,628	88.7	95.4	93.6	498	2,671	300	102.9	91.9	91.5
	合繊糸	トン	111,876	810,534	90,851	107,919	821,265	90,601	96.5	101.3	99.7	9,013	71,186	8,005	86.3	97.9	97.5
	セルロース繊維糸	トン	12,451	155,723	17,465	12,488	166,811	18,395	100.3	107.1	105.3	1,092	14,849	1,670	96.6	100.7	100.3
織物	類	∓mṫ́	828,425	2,448,172	274,484	815,564	2,450,181	270,484	98.4	100.1	98.5	80,512	244,032	27,441	94.9	95.9	95.5
	綿織物	∓ mˈ	123,315	464,458	52,076	109,009	427,530	47,167	88.4	92.0	90.6	10,809	43,296	4,869	73.0	79.1	78.7
	絹織物	Ŧmt	4,785	50,112	5,617	4,854	45,680	5,035	101.4	91.2	89.6	412	3,862	434	105.6	90.6	90.2
	毛織物	Ŧmt	18,896	177,794	19,887	18,553	189,972	21,018	98.2	106.8	105.7	1,171	10,779	1,212	83.2	93.3	92.9
	合繊織物	1 m²	566,890	1,335,908	149,820	575,515	1,362,627	150,441	101.5	102.0	100.4	57,849	146,532	16,478	99.1	101.0	100.6
	セルロース繊維織物	Ŧmt	50,776	219,880	24,652	48,335	218,982	24,159	95.2	99.6	98.0	4,216	20,091	2,259	90.7	90.4	90.0
二次	製品	トン	188,484	3,427,898	384,285	197,628	3,642,587	402,193	104.9	106.3	104.7	18,469	339,117	38,134	98.7	99.1	98.7
	衣類	トン	4,435	590,105	66,173	4,530	645,533	71,327	102.1	109.4	107.8	469	70,916	7,975	102.4	112.7	112.2
	その他	トン	184,050	2,837,793	318,112	193,098	2,997,054	330,866	104.9	105.6	104.0	18,000	268,201	30,159	98.6	96.1	95.6
総計	(注)1 「鍵維日」の第	トン	943,007	7,905,049	886,211	918,366	8,163,730	901,179	97.4	103.3	101.7	83,340	761,566	85,638	95.5	97.8	97.4

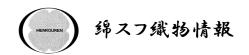
⁽注) 1.「繊維品」の範囲は転計分類1404.20,4015,4203,4303,4304,50~63(EX.5604),65,7019.12,7019.19200,7019.19900,7019.40~59である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00-000)を含む。

繊維品輸入総括表12月実績、1-12月対比

			2	017年1~12.	A	2	018年1~12,	Ħ	前	年同期比	(%)	1	2018年12月		前组	年同月比	(%)
	品目	単位	数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	Ħ	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	Ħ
繊維原料		トン	289,007	642,648	72,091	297,298	715,427	78,990	102.9	111.3	109.6	23,799	57,733	6,492	97.9	100.7	100.2
	まゆ・生糸	トン	593	30,235	3,393	496	27,024	2,981	83.7	89.4	87.9	26	1,594	179	65.0	67.8	67.3
	羊毛等	トン	11,784	127,843	14,354	11,950	159,482	17,628	101.4	124.7	122.8	992	13,767	1,548	94.1	100.1	99.5
	綿花	トン	102,844	162,295	18,202	99,551	160,984	17,744	96.8	99.2	97.5	7,538	11,648	1,310	97.7	101.3	100.8
	合繊短繊維	トン	81,138	165,605	18,575	89,493	195,946	21,650	110.3	118.3	116.6	7,482	16,454	1,850	104.2	107.0	106.5
	セルロース短繊維	トン	15,458	36,579	4,099	16,984	40,566	4,479	109.9	110.9	109.3	1,512	3,545	399	111.9	114.2	113.7
糸類		トン	293,143	1,174,014	131,650	296,717	1,252,424	138,340	101.2	106.7	105.1	23,278	100,839	11,339	101.5	107.8	107.3
	毛糸	トン	6,194	125,381	14,057	6,319	145,573	16,059	102.0	116.1	114.2	466	10,861	1,221	108.9	119.2	118.7
	絹糸	トン	1,312	69,063	7,747	1,101	64,707	7,133	83.9	93.7	92.1	68	4,031	453	57.1	58.2	57.9
	綿糸	トン	56,285	226,753	25,433	55,709	231,315	25,552	99.0	102.0	100.5	3,974	16,851	1,895	91.3	94.4	94.0
	合繊糸	トン	207,175	643,067	72,101	212,257	701,676	77,527	102.5	109.1	107.5	17,229	60,966	6,856	105.6	119.1	118.5
	セルロース糸	トン	15,378	71,316	8,000	14,675	69,607	7,686	95.4	97.6	96.1	1,115	5,232	588	89.9	92.2	91.7
織物類	Į	Ŧmi	916,449	1,331,049	149,272	953,481	1,413,276	156,130	104.0	106.2	104.6	74,711	120,930	13,599	101.1	107.5	107.0
	綿織物	Ŧmŕ	255,244	254,833	28,587	250,354	260,047	28,718	98.1	102.0	100.5	17,724	20,337	2,287	85.9	88.6	88.2
	絹織物	Ŧmf	4,954	45,247	5,076	4,198	46,124	5,099	84.7	101.9	100.4	294	3,336	375	80.5	91.1	90.6
	毛織物	Ŧmf	20,224	174,565	19,542	19,256	193,542	21,399	95.2	110.9	109.5	1,910	19,276	2,168	107.4	116.6	116.1
	合繊織物	Ŧmi	523,731	560,881	62,911	564,327	605,272	66,877	107.8	107.9	106.3	44,420	49,812	5,601	108.5	113.4	112.9
	セルロース織物	∓mí	81,267	47,259	5,302	83,056	54,400	6,011	102.2	115.1	113.4	7,596	5,896	663	98.8	131.7	131.0
二次	製品	トン	2,041,077	33,465,362	3,752,459	2,141,983	35,993,310	3,978,336	104.9	107.6	106.0	168,455	2,670,036	300,246	98.7	99.1	98.6
	衣類	トン	1,092,552	27,720,571	3,108,184	1,155,140	29,904,182	3,305,301	105.7	107.9	106.3	85,568	2,161,377	243,047	95.5	97.8	97.4
	その他	トン	948,525	5,744,791	644,275	986,842	6,089,128	673,035	104.0	106.0	104.5	82,887	508,659	57,199	102.2	104.8	104.3
総計		トン	2,824,527	36,613,073	4,105,473	2,940,246	39,374,437	4,351,796	104.1	107.5	106.0	231,822	2,949,538	331,676	99.1	99.7	99.3

⁽注) 1.「繊維品」の範囲は統計分類1404.20,4015,4203,4303,4304,50~63(EX.5604),65,7019.12,7019.19090,7019.40-59である。

^{2.} 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00)を含む。



●平成30年度補正予算成立

2月7日、第198回通常国会において平成30年度第二次補正予算案が政府案通り成立した。 (本予算の内容については、本誌1月号、2月号に掲載)

●「中小企業強靭化法案」閣議決定

経済産業省中小企業庁は「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」(中小企業強靭化法案)を現在開会中の通常国会に提出した。2月15日に閣議決定されている。この法律は、中小企業の自然災害への事前対策などを支援するとともに、後継者不足が課題となっている個人事業者の事業承継を促進するもの。

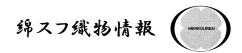
○法律の概要

- (1)中小企業・小規模事業者の事業継続力の強化
 - ①事業継続力強化に関する「基本方針」の策定 中小企業が行う事前対策の内容や中小企業を取り巻く関係者(サプライチェーンの親事 業者、金融機関、保険会社、地方自治体、商工団体等を想定)に期待される協力を規定 した基本方針を策定。
 - ②中小企業の事業継続力強化に関する計画を認定し、支援措置を講ずる 中小企業者が単独で行う「事業継続力強化計画」や複数の中小企業が連携して行う「連 携事業継続力強化計画」を経済産業大臣が認定する制度を創設し、認定事業者に対し、 信用保証枠の追加、低利融資、防災・減災設備への税制優遇、補助金の優先採択等の 支援措置を講じる。
 - ③商工会・商工会議所による小規模事業者の事業継続力強化の支援 商工会又は商工会議所が市町村(特別区含む)と共同して行う、小規模事業者の事業 継続力強化に係る支援事業(普及啓発、指導助言、復旧支援等)に関する計画を都道 府県が認定する制度を創設。
 - これらに要する経費について地方交付税措置を講ずることとしており、地方における小規模事業者支援を推進する。
- (2)中小企業の経営の承継の円滑化

個人事業者の土地、建物、機械・器具備品等の承継に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」の創設が平成31年度税制改正大綱に盛り込まれたことを踏まえ、新税制の効果が十分に発揮されるよう、遺留分に関する民法特例の対象を個人事業者に拡大する。

○法律案の新旧対照条文(中小企業庁)

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190215kaisei4.pdf



中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案「中小企業強靱化法案」の概要

1. 背景

- 自然災害の頻発化、経営者の高齢化によって、多くの中小企業は、事業活動の継続が危ぶまれている。
- 中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業承継を促進する必要。

2. 主な措置事項

- (1) ①中小企業が、単独又は他者と連携して行う、事業継続力強化に対する支援 ②商工会・商工会議所が市町村と共同で行う、小規模事業者の事業継続力強化のための取組に対する支援
- (2) 個人事業者の事業承継(生前贈与)の円滑化に資する、遺留分に関する民法特例の個人事業者への対象拡大 など



※ これらに要する経費について地方交付税措置を講ずることとしており、地域における小規模事業者支援を推進。

(2) 中小企業の経営の承継の円滑化 【承継円滑化法改正】

- 個人事業者の土地、建物、機械等の承継に係る 贈与税・相続税を100%納税猶予する「個人版事 業承継税制 の創設が平成31年度税制改正大綱 に盛り込まれた。
- 新税制の効果が十分に発揮されるよう。 遺留分※に関する民法特例の対象を個人事業者に

※民法上、最低限保障されている相続人の取り分

(現行の手続)

会社について、相続人全員の合意を得れば、簡便 な手続で、後継者に生前贈与された株式を、遺留 分を算定するための財産から除外すること等が可能。

く遺留分請求のイメージ〉

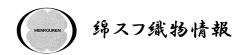


(注)後継者でない相続人が事後的に自らの遺留分を請求すれ ば、後継者は事業用資産の一部を失うおそれ。

(3) その他(関係者の関与による基盤強化等)

事業(普及啓発、指導助言、復旧支援等)(C関する計画を都道府県が認定。

- 上記と併せ、中小企業の基盤強化を図るため、
- ・一定の要件を満たす中小企業者等が社外高度人材(ブログラマー・エンジニア、弁護士・税理士・会計士等)を活用して新事業分野を開拓する計画の認定制度を創設し、 認定を受けた者に対し金融支援・税制支援(ストックオブション税制の対象に、計画に従って活用する社外高度人材を追加)を講ずる。
- ・小規模事業者の経営発達に係る支援事業について、商工会・商工会議所と市町村(特別区含む)が共同で計画を作成するとともに、認定の際に都道府県知事の意見を 聴くものとする。
- これらに関する情報提供、相談対応等を、新たに(独)中小機構の業務に追加するため、【独立行政法人中小企業基盤整備機構法】も一部を改正。



●「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」公募開始

2月18日より平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の公募が 開始された。本事業は、中小企業・小規模事業者等が、認定支援機関と連携して、生産性向上 に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支 援するもの。

○第二次締切: 2019年5月8日(水)「消印有効〕(第一次は既に終了)

公募要領(全国中央会) https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/30mh koubo20190218.pdf ※販路開拓やITツール導入等にかかる投資については、平成30年度補正予算で1,100億円 が計上されている「中小企業生産性革命推進事業」として本事業と一体的に措置されている「小 規模事業者持続的発展支援補助金」「サービス等生産性向上IT導入支援補助金」が活用でき る。(下図参照)

中小企業生産性革命推進事業

平成30年度第2次補正予算案額 1,100.0億円

事業の内容

事業目的·概要

- 中小企業・小規模事業者等が、認定支援機関と連携して、生産性向上に 資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための 設備投資等を支援します。また、設備投資等とあわせて専門家に依頼する 費用も支援します。
- 小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・ 商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に 取り組む費用等を支援します。
- ITの導入支援にあたり、セキュリティにも配慮したITツール及びその提供事業 者の成果を公開し、IT事業者間の競争を促すとともに、横展開を行うプラット フォームの構築等を通じて、中小企業・小規模事業者によるIT投資を加速 化させ、我が国全体の生産性向上を実現します。

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後5年以 内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- 小規模事業者持続的発展支援事業により約20,000者の販路開拓及び 生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを 目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、補助事業者の生産性を向 上させ、サービス産業の生産性伸び率を2020年までに2.0%を実現すること に貢献します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

1. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業

(補助上限額: 1,000万円、補助率1/2)

- 中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセ スの改善に必要な設備投資等を支援します。
- 小規模な額で中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品 開発・生産プロセスの改善を支援します。(設備投資を伴わない試作品開発も支 援) (この場合の補助上限額は500万円。また、小規模事業者の場合は補助率 2/3)
 - スマートものづくり応援隊、ITコーディネータ、ロボットシステムインテグレータ、 技術士等、事業の遂行に必要な専門家を活用する場合は、補助上限額を
 - 先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の 要件(※)を満たす者は、補助率2/3

※労働生産性年率3%以上向上を含む経営革新計画または先端設備等導入計画 を2018年12月21日以降に申請し、承認・認定を受けた場合

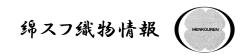
2. 小規模事業者持続的発展支援事業

(補助上限額:50万円、補助率2/3)

- 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性 向上の取組を支援します。
- 複数社が連携した共同設備投資等は補助上限500万円(50万円×10者)
- 展示会開催支援

3. サービス等生産性向上IT導入支援事業 (補助上限額:450万円、補助率1/2)

• 中小企業・小規模事業者等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務の効 率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上(売上向上)に資するITツールの導入 支援を行います。



EPA(経済連携協定)/TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

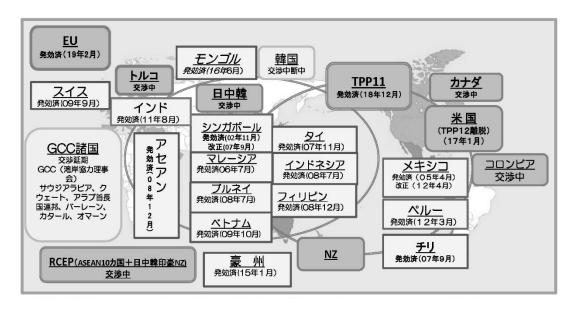
●我が国のEPAへの取組状況

我が国のEPA取組状況

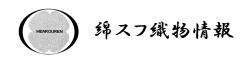
●発効済(14カ国3地域): EU、TPP11、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN,フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル

●交渉中(3カ国、2地域): RCEP、日中韓、カナダ、コロンビア、トルコ

●その他(1カ国1地域): 韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力)



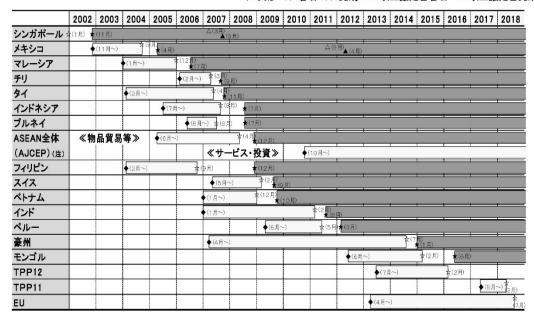
TPP11参加国:カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国(TPP12離脱:2017年1月)



EPA(経済連携協定)の現状(発効済・署名済)

〇これまで20か国と18の経済連携協定(EPA)が発効済·署名済。

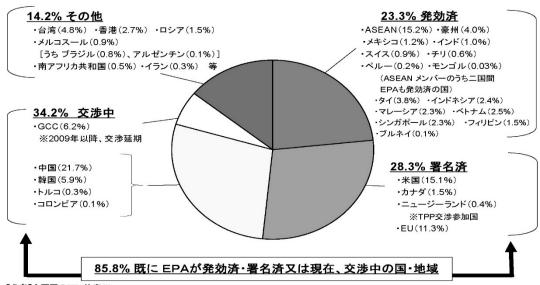
◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効



(注) ASEAN全体とのEPAは、物品貿易等について、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピン、2018年3月にインドネシアとの間で発効し、全ての参加国間で発効済。また2010年10月より、サービス章・投資章について交渉開始し、2013年12月にルール部分において実質合意。残された技術的論点の調整や、サー ビス分野の市場アクセスについて現在交渉中。

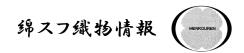
日本の貿易総額に占める国・地域別割合(2018年7月時点)

(2017年貿易額ベース)

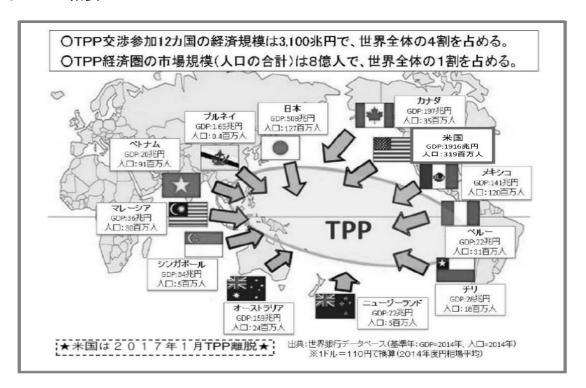


【参考】主要国のFTA比率(主)

日本: 51.696、米国: 47.296、EU: 32.896、韓国: 68.296、中国: 38.796 (注) 免効済・署名済下14相宇国との貿易額が貿易総額に占める割合 (出典) 日本は財務省貿易統計(2017年確報値)(2018年3月)。米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics(2017年4月)。



●TPPの概要



TPP11の概要

1 意義

〇経済的意義

- ➤ モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- ▶ 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

〇戦略的意義

▶ 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
▶ アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

2 経緯

2010年3月 TPP交渉開始(当初は8か国)

2013年7月 日本が交渉参加

2016年2月 TPP12署名(於:NZ・オークランド)

2017年

- ・1月20日 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
- ・1月23日 トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
- ・3月14-15日 TPP11閣僚会合(チリ)
- ・5月21日 TPP11閣僚会合(ベトナム・ハノイ)
- → TPPの早期発効に向けた選択肢を11月のAPEC首脳会合 までに検討することで合意
- ・7月-11月 TPP11首席交渉官会合(4回開催) (於: 箱根、シドニー、高輪、舞浜)
- ・11月8-10日 TPP11閣僚会合(ベトナム・ダナン)
 →11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)

2018年1月23日 首席交渉官会合(東京)にて協定文確定 2018年3月8日 署名式(チリ・サンティアゴ)

3 TPP11協定の主な内容

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」 条文概要(全7条)

第1条 TPP協定の組み込み

第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)

→22項目を凍結(うち11項目は知的財産関連)※次頁参照

第3条 効力発生(6か国の締結完了)

第4条 脱退

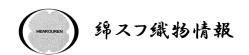
第5条 加入

第6条 本協定の見直し

→TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を 生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応 じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この 協定の運用を見直す。

第7条 正文(英、仏、西)

1



凍結項目一覧

- 〇 急送少額貨物 (第5・7条1 (f) の第2文)
- ISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章)
- 急送便附属書(附属書10-B 5及び6)
- 金融サービス最低基準待遇関連規定(第11・2条の 技術的保護手段(第18・68条) 一部等)
- 電気通信紛争解決 (第13·21条1 (d))
- 〇 政府調達(参加条件)(第15・8条5)
- 〇 政府調達(追加的交渉) (第15・24条2の一部)
- 知的財産の内国民待遇 (第18・8条 (脚注4の第3 ~4文))
- 特許対象事項(第18・37条2、第18・37条4 の第2文)
- 審査遅延に基づく特許期間延長(第18・46条)
- 〇 医薬承認審査に基づく特許期間延長(第18・48

- 〇 一般医薬品データ保護(第18・50条)
- 生物製剤データ保護 (第18・51条)
- 著作権等の保護期間(第18・63条)
- 〇 権利管理情報(第18・69条)
- 衛星・ケーブル信号の保護(第18・79条)
- インターネット・サービス・プロバイダ (第18・82 条、附属書18-E、附属書18-F)
- 〇 保存及び貿易(第20・17条5の一部)
- 医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A第3
- ブルネイの投資・サービス留保表の一部 (附属書Ⅱの一
- 〇 マレーシアの国有企業留保表の一部 (附属書IVの一部)

なお、凍結事項に入らなかったが、一定期間猶予する内容(2項目)についてはサイドレター (補足文書)を交わすことになる。

TPP11の効果

経済効果

<TPP11>

・実質GDP:約1.5%押し上げ

(2016年度GDP水準で換算すると<u>約8兆円</u>に相当)

· 労働供給: 約0.7%(約46万人) 増加

上記の経済効果は、一時的な需要喚起ではなく、我が国の成長力を持続的に高めるもの。

(参考) TPP11発効による農林水産物の生産額減少額 : 約900~1,500億円

21世紀型ルール(主要なもの)

<投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

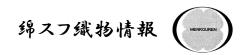
<雷子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止 ソースコード(ソフトウエアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

<知的財産>

模倣・偽造品等に対する厳格な規律



日本と各国とのEPA交渉

●日・EU経済連携協定について

英国のEU離脱問題(BREXIT)については、英国が3月29日にEUから合意なく離脱した場合、離脱日をもってEPAの適用から外れる。合意に基づく離脱の場合には2020年末までとされる移行期間はEPAが適用されるとした。

EU域内は、人・モノ・資本・サービスの4つの移動が自由な単一市場であり、域内の関税は関税同盟により無税である。英国の貿易においてEUの輸出の48.8%、輸入の54.8%と大きなシェアを占めており、これまで関税同盟による無税の恩恵を受けてきた。また、英国とEUは互いにサプライチェーンの一部を構成しており、多くの分野において英国・EU間で物品等の移動を伴いながら生産活動が行われている。何ら合意のない離脱(ハードブレグジット)となれば、人・モノ・資本・サービスの4つの移動の自由が失われ、円滑な生産活動が阻害されるおそれがある。(内閣府「英国のEU離脱問題」)

主な内容:物品貿易

日本産品のEU市場へのアクセス

EU側関税撤廃率: 約99% (注1)(注2)



工業製品

- ○100%の関税撤廃。
- 〇乗用車(現行税率10%):8年目に撤廃。
- ○自動車部品: 9割以上が即時撤廃(貿易額)。
- 〇一般機械, 化学工業製品, 電気機器: 約9割 が即時撤廃(貿易額)。
 - **ガ・ローザ TRXが**(貝勿領)。 ※一般機械: 86.6%,化学工業製品: 88.4%,電気機器: 91.2%。

農林水産品等

- ○牛肉,茶,水産物等の輸出重点品目を含め,ほぼ全品目で 関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。
- ○日本ワインの輸入規制の撤廃(醸造方法の容認. 業者による自己証明の導入)。 酒類の全ての関税を即時撤廃。自由な流通が可能。
- 〇農産品・酒類(日本酒等)に係る地理的表示(GI)の保護を確保。



工業製品: 大企業のみならず、メーカーに部品を納入する<u>中小企業にも裨益。</u> 農林水産品: 5億人を超えるEU市場への<u>日本産農林水産物輸出促進</u>に向けた環境を整備。 酒類: 輸出拡大とGI保護によるブランド価値向上。

EU産品の日本市場へのアクセス

日本側関税撤廃率: 約94% (農林水産品:約82%,工業品等:100%) (注1)



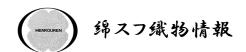
工業製品

- 〇化学工業製品, 繊維•繊維製品等: 即時撤廃。
- 〇皮革・履物(現行最高税率30%): 11年目又は16年目に撤廃。

農林水産品等

- 〇コメは、関税撤廃・削減等の対象から除外。
- ○麦・乳製品の国家貿易制度,砂糖の糖価調整制度,豚肉の差額 関税制度は維持。関税割当てやセーフガードを確保。
- 〇ソフト系チーズは関税割当てとし、枠内数量は国産の生産拡大と 両立可能な範囲に留めた。
- 〇牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

(注1)撤廃率は、品目数ベースのもの。(注2)EU側の撤廃率はEU側公表資料による。



主な内容:サービス貿易・投資,ルール分野

サービス貿易・投資・電子商取引

サービス貿易・投資・電子商取引

- 〇原則全てのサービス貿易・投資分野を自由化。留保する例外措置・分野を列挙(ネカティフ・リスト方式)。
- 〇欧州で活動する日系企業の二一ズに対応するルールを設定(電気通信サービス、金融規制協力等)。
- ○電子商取引の安全性・信頼性確保のためのルールを整備(電子的な送信に対する関税賦課禁止,ソースコード開示要求の禁止)。

21世紀型のハイレベルなルール

国有企業·補助金

○国有企業:物品・サービス売買の際の商業的考慮,相手方民間企業に対する無差別待遇の付与を確保。 ○補助金:通報義務,協議要請手続,一定の類型の補助金の禁止等を規定。

知的財産

- OWTO・TRIPS協定より高度な規律を規定(営業秘密の保護,著作権の保護期間を著作者の死後70年に延長等)。
- 〇地理的表示(GI)の高いレベルでの相互保護。日本側GIは56件(「神戸ピーフ」、「夕張メロン」、「薩摩」、「日本酒」等)。

規制協力

- 〇日EU双方の規制当局が、貿易・投資に関する規制措置について、事前公表、意見提出の機会の提供、 事前・事後の評価、グッドプラクティスに関する情報交換等を行う。
- ○日EU協定の自己申告原産地証明書について問合せ先

EPA相談デスク https://epa-info.go.jp/

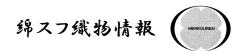
電話相談(フリーダイヤル) 0120-910-385

メール相談 epa-desk@epa-info.go.jp

○原産地証明書

図表4-4 原産地に関する申告文日本語(附属書3-D)

(期間:からまで(注1))
この文書の対象となる産品の輸出者(輸出者参照番号(注2))は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地(注3)が特恵に係る原産地であることを申告する。 (用いられた原産性の基準(注4))
(場所及び日付) (注5)
(輸出者の氏名又は名称 (活字体によるもの))

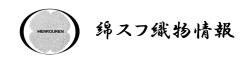


- 注1 原産地申告が同一の産品に関する複数回の輸送のために使用される場合には、申告適用期間を記入する。当該期間は12 ヵ月を超えてはならない。 すべての輸入は、申告書に記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、記入欄は空欄のままで良い。
- 注 2 輸出者が特定される参照番号を記入する。EU の輸出者であれば、EU の法規制に整合する形で登録された番号となり、日本の輸出者であれば、日本の 法人番号となる。輸出者が登録番号を有しない場合には、記入欄は空欄のままで良い。
- 注3 産品の原産地、EU もしくは日本のいずれかを記入する。
- 注4場合によって、以下のうち一つまたはそれ以上のコードを記入する。
 - 「A」· · 第 3.2 条第 1 項 (a) で言及する産品(すなわち完全生産品)の場合
 - 「B」・・第3.2条第1項(b)で言及する産品(すなわち原産材料のみから生産される産品)の場合
 - 「C」・・第3.2条第1項(c)で言及する産品(すなわち品目別原産地規則を満たす産品)の場合。また加えて、以下の品目別要件のうち実際に適用 されるタイプの番号を添えること
 - 「1」関税番号変更基準
 - [2] 非原産材料の最大価額もしくは域内原産材料の最小価額基準
 - [3] 加工工程基準
 - [4] 附属書三-B-1第三節(すなわち、特定の部品に関連する生産工程を通じた自動車の品目別原産地規則)の規定を適用する場合
 - [D]·・第 3.5 条に規定する累積

○原産地証明書(英文)

- 「E」・・第3.6条に規定する許容範囲(Tolerances)
- 注5場所および日付は、当該情報が(申告文を記載する)文書自体に含まれる場合、省略できる。
- ■日EU·EPA附属書 3-D ♪ https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382072.pdf

(Period: from to(1))
The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No(2)) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin(3).
(Origin criteria used(4))
(Place and date(5))
(Printed name of the exporter)



●日・RCEP経済連携協定について

2月19日から28日まで、インドネシアにおいて、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉の第25回交渉会合が開催された。(品目別原産地規則)の、関税率表50~63類(紡織用繊維及びその製品)についてはアセアン内でもまとまっていない状況。

日・RCEP協定概要については、外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000231134.pdf

RCEPの意義

- 1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
- 2. 世界の成長センターである<u>アジア太平洋地域経済との連携強化</u>は、我が国が経済成長を 維持・増進していくために不可欠。
- 3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国 21. 2%、韓国5. 6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%) に寄与。
- 4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、 これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
- 5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、 地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

●日・コロンビア経済連携協定について

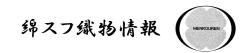
外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_colombia/index.html

●日・カナダ経済連携協定について

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_canada/index.html

●日・トルコ経済連携協定について

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_turkey/index.html



●特許公開情報

2019年2月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

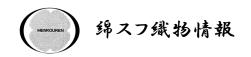
特許電子図書館 HP: https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報] (2019年2月公開分)

<2月分>

項番	文献番号	出願人	発明の名称				
1	特開 2019-032078	三ツ星ベルト株式会社	六角ベルト				
2	# 土 月月 2010 021006	三正通商株式会社	コーナーテープ				
	特開 2019-031806	栗田煙草苗育布製造株式会社					
2	#土目目 2010 021757	有限会社イノベーティブ	抗ピリング性織編物製造方法及び抗ピリング				
3	特開 2019-031757	マーケットリンク	性織編物				
			全方向に伸縮性を有する綿平織物製造用原				
4	特開 2019-031751	川島織布株式会社	反、それを用いた全方向に伸縮性を有する綿				
			平織物及びその製法				
5	特開 2019-031750	旭化成株式会社	ガラスクロス、プリプレグ、及びプリント配 線板				
6	実登 3220179	株式会社SHINDO	アジャスター用帯状織物、およびそれを縫着				
U	关豆 3220179	林式芸社られている	した衣服				
7	特開 2019-028166	三菱ケミカル株式会社	アセテート繊維を使用した織ラベル				
		東海旅客鉄道株式会社					
8	特開 2019-027245	新和商事株式会社	バラストネット及びその設置方法				
0	#±88 2010 027001	平岡織染株式会社	中女+そこ。し				
9	特開 2019-027001	東レ株式会社	皮革様シート				
10	特開 2019-026964	株式会社ピラミッド	ライナー及びライナーを生産する方法				
11	特開 2019-026944	東レ株式会社	芯鞘複合繊維				
12	特開 2019-026182	トヨタ紡織株式会社	袋織エアバッグ及びその製造方法				
13	特開 2019-026181	トヨタ紡織株式会社	袋織エアバッグ及びその製造方法				
1.4	#+ BB 0010 00F000	十细 亚马 (群年间)	医療用ガーゼに織り込まれたX線造影糸を切				
14	特開 2019-025332	太縄 晋司(群馬県)	除する装置				
15	特開 2019-023377	旭化成株式会社	エアバッグ用織物基布				
16	特開 2019-023367	株式会社豊田自動織機	繊維構造体及び繊維強化複合材				
17	特許 6468577	内野株式会社	パイル織物				
18	特開 2019-019980	三ツ星ベルト株式会社	ラップドVベルト				
19	特開 2019-019434	日本フエルト株式会社	シュープレスベルト基布及びシュープレスベ ルト				



20	特開 2019-019431	旭化成株式会社	ガラスクロス、プリプレグ、及びプリント配 線板
21	特開 2019-018462	平岡織染株式会社	耐熱性高強度膜材及びその製造方法

2月 の 行 事

2月7~8日……ビワタカシマ2020春夏素材展 大阪展(大阪・綿業会館)

2月21~22日……遠州織物コレクション(東京・文化ファッションインキュベーション)

2月26日 … 綿スフエ連/綿工連/同交会理事会(大阪・綿業会館)

2月27日 … 第126回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)

3月以降の行事

3月 2日 ····· 綿工連綿's 倶楽部全国交流会(名古屋・名古屋観光ホテル)

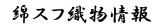
3月19~20日……第7回綿織物産地素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)

3月22日 ····· 外国人技能実習生受入企業連絡会議(大阪・綿業会館)

4月25日 … 第7回繊維産業技能実習事業協議会(経済産業省)

5月21~22日……JFW-Premium Textile Japan 2020S/S(東京国際フォーラム)

5月24日 ……綿スフ工連/綿工連通常総会、同交会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)





"ジャパン・コットン・マーク"は 優れた国産綿素材製品の証明です





Pure Cotton

JAPAN COTTON



Cotton Blend

ピュア・コットン・マーク コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を 図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した 繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を 推進しております。

